全国直販流通協会 新春セミナーを開催

さくら共同法律事務所・千原曜弁護士が講演

4月の民法改正踏まえ、契約書見直しを

（一社）全国直販流通協会（事務局東京都、亀岡一郎会長）は1月22日、新春セミナーを開催した。さくら共同法律事務所の千原曜弁護士を招へいし、六つのテーマについて解説した。民法改正への対応や、特商法に基づく業務停止命令に対する対抗手段について、訪販やネットワークビジネス（NB）企業から寄せられた質問に答えた。セミナーの終盤では、改正特商法についても話が及んだ。

質問 浄水器の販売企業が、浄水器の注文画面で「当社の定める購入約款を、本契約の内容と致します」とだけ表示し、購入約款の全文を表示していなかった。企業は、購入約款の効力を購入者に対して主張することができるのか。

千原 民法の一般的な理論によると、相手方の個別の同意が必要になる。あらかじめ、「その定型約款を契約の内容とする」旨を表示しておけば、企業は相手方に対してその約款の効力を主張できる。

ただ、顧客は企業に対し約款の内容を見せるように請求することができる。企業は、請求を受けた際には、延滞なく約款の内容を示す必要がある。

質問 20年4月1日に施行の民法の一部改正により、消費者との契約書の内容を見直す必要はあるか。

千原 リフォーム工事を行う企業の場合、「契約不適合責任」の消滅時効の期間が、1年から10年へと大幅に伸びるため、絶対に注意しなければならない。「生命や身体」に被害が及んだ場合は、20年ともされている。

民法では、相手との合意（契約書に条項を設けること）によって、適用を避けることが可能だ。消費者とのリフォーム契約において、引き渡しから「半年間」「2年間」など、企業が合理的と考える期間に限り、「契約不適合責任」を負担することを明記する必要がある。

質問 業務停止を命じられた場合、裁判で争い処分を取り消すことはできるのか。また、裁判中は従来通りに業務を続けることは可能か。

千原 訴訟提起だけでは、処分の執行を止められず、業務を続けることはできない。訴訟中に1年が経過する可能性は高いので、「本訴」提起だけでなく、「執行停止の申し立て」も行ったほうがよい。

処分の執行停止を取りつけるハードルは非常に高い。東京地裁が執行停止を認めた企業の事例として、業務停止命令により倒産の危機に瀕したことを証明したことが挙げられる。しかし、この企業は執行停止が認められたが、財政が改善せず破産宣告に至り、結局、処分の取り消しが認められることはなかった。

質問 会員間で金融商品など他のNBの勧誘が行われた場合、企業としてどう対応すべきか。クロスリクルートを禁止する際、どのような規約にする必要があるのか。

千原 「一般的な対応」として禁止すべきだ。質問のような「怪しい」ビジネスが会員の間に広がれば、消費者被害が出て、消費生活センターや警察に相談されれば、会社のビジネスも問題視される危険性がある。

規約を設ける場合、禁止する範囲を「他の連鎖販売取引もしくはこれに類するビジネス」と明記したり、「会社の取扱商品と『競合する商品』の勧誘も禁止する」といった規定を設けることが有効だと考える。

質問 メルカリで転売されている製品の販売を差し止めることはできないのか。会員にメルカリに転売させない有効な策は。

千原 第三者であるメルカリなどの買取会社に対して、販売を差し止める根拠はない。製品にシリアル番号を付けて、メルカリなどで流通している製品を購入し、転売している会員を突き止め指導や処分をするといった対策が有効ではないか。

私見ではあるが、「適正な販売量に抑える」以外に根本的な対策はないと思う。報酬目当てで買い込んだ製品が使いきれずに、転売されるという構造になっている。

質問 特商法改正の方向性について。

千原 ジャパンライフなどで問題となった販売を伴う預託取引契約は原則禁止となる。預託金を受けるようなシステムを導入している企業があると思うが、改正後はそのようなスキームは容認されないだろう。

「過量販売」を疑われた段階で企業が、「過量販売」には該当しない「合理的な根拠を示す資料」の提出が必要になる。